

# 年内最終のごみ収集日程



☎ごみ対策課 ☎0422-29-9613

年末年始はごみの量が増えるため、収集時間が大幅に変わることがあります。  
※年始の収集開始日は、市HPまたは『広報みちか』12月15日発行号をご覧ください。

## ◆粗大ごみの申し込みはお早めに!

年末は粗大ごみの収集が混み合います。日程に余裕を持ってお申し込みください。  
☎粗大ごみ受付センター ☎03-5715-1212 (月～土曜日午前8時～午後7時。☎12月29日(日)～令和7年1月3日(金))・HPへ(先着制)

地区	市指定収集袋で出してください		プラスチック類・有害ごみ	ペットボトル	空きびん・空き缶	古紙 (新聞・段ボール・雑紙)・古着類
	燃やせるごみ	燃やせないごみ				
下連雀1～4丁目	30日(月)★	18日(水)	24日(火)	27日(金)	20日(金)	27日(金)
下連雀5～9丁目、新川6丁目	30日(月)★	18日(水)	27日(金)	17日(火)	24日(火)	24日(火)
牟礼全域	30日(月)★	18日(水)	25日(水)	20日(金)	27日(金)	24日(火)
井の頭全域	31日(火)★	25日(水)	25日(水)	23日(月)	16日(月)	26日(木)
中原全域、新川1・4・5丁目	31日(火)★	25日(水)	26日(木)	16日(月)	23日(月)	23日(月)
北野全域、新川2・3丁目	31日(火)★	25日(水)	26日(木)	18日(水)	25日(水)	23日(月)
上連雀1～5丁目	30日(月)★	18日(水)	24日(火)	25日(水)	18日(水)	27日(金)
上連雀6～9丁目、野崎1丁目	30日(月)★	18日(水)	27日(金)	24日(火)	17日(火)	25日(水)
井口全域、深大寺全域、野崎2・3丁目、大沢3丁目	31日(火)★	25日(水)	23日(月)	19日(木)	26日(木)	26日(木)
野崎4丁目、大沢1・2・4・5・6丁目	31日(火)★	25日(水)	23日(月)	26日(木)	19日(木)	25日(水)

★＝臨時収集(夜間収集地区も朝8時までに出してください)

## まぜて捨てないで! リチウムイオン電池

モバイルバッテリーやハンディー扇風機、電動歯ブラシ、加熱式たばこなど、多くの充電式小型家電には、リチウムイオン電池が使用されています。リチウムイオン電池は、過度な力が加わると激しく発熱・発火し、大変危険です。正しい分別にご協力ください。

## ●充電が取り外せる場合

充電電池は透明または半透明の袋に入れて「有害ごみ」で出す。本体は指定収集袋に入れて「燃やせないごみ」で出す。

## ●充電が取り外せない場合

本体ごと透明または半透明の袋に入れて「有害ごみ」で出す。

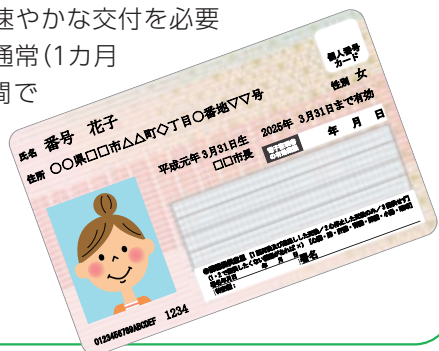
## 12月2日(月)受け付け開始

### マイナンバーカードの特急発行



☎三鷹市マイナンバーカードセンター ☎0422-40-0311

新生児や国外からの転入者、紛失などで再交付を申請する方など、速やかな交付を必要とする方を対象に、通常(1カ月程度)よりも早い期間でマイナンバーカードを発行します。申請方法など、詳しくは市HPをご覧ください。



## 小児インフルエンザワクチンの接種費用を助成します



☎健康推進課 ☎0422-24-8050

季節性インフルエンザが都内で流行シーズンに入っています。本格的な流行前に接種を完了するのが効果的です。予約方法や接種費用などは、各医療機関にお問い合わせください。

☎令和7年1月31日(金)まで

☎接種日時時点で生後6カ月～12歳の市民

※1回目接種後に13歳になった方は、医師が接種を必要と判断した場合のみ、2回目の接種も助成対象になります。また、経鼻ワクチン(フルミスト)は対象外です。

☎所申市内協力医療機関へ

※市内協力医療機関以外で接種した場合、助成は受けられません。

☎助成金額 1回当たり上限2,000円(2回まで)

接種費用(医療機関により異なる)－助成金額＝自己負担額



## 三鷹市職員を募集します



☎職員課 ☎0422-29-9166



職種	一般事務上級	土木技術	建築技術	電気技術	保育士(上級・中級)
募集人数	20人程度	5人程度	若干名	若干名	10人程度
勤務時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(時間、休日は配属先により異なる)				
給与(月額初任給)	募集要綱(市HP掲載)参照				
試験日程	一般事務上級＝12月21日(土)～令和7年1月13日(月・祝)(テストセンター方式。12月27日(金)～7年1月6日(月)は除く)				
	そのほかの職種＝7年1月12日(日)				

☎12月2日(月)午前10時～22日(日)(一般事務上級は15日(日)まで)に市HPへ

## 道路交通法が改正されています 自転車の交通ルールを守りましょう



☎都市交通課 ☎0422-29-9709

### ◆ながらスマホなどの禁止

自転車を運転中に携帯電話(スマートフォンなど)を手に持って通話する行為、画面を注視する行為が罰則の対象になりました。  
違反者：6月以下の懲役または10万円以下の罰金  
交通の危険を生じさせた場合：1年以下の懲役または30万円以下の罰金

### ◆酒気帯び運転およびほう助の禁止

自転車や酒類の提供、同乗も罰則の対象になりました。  
違反者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金  
自転車提供者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金  
酒類の提供者、同乗者：2年以下の懲役または30万円以下の罰金



### 自転車用ヘルメットの助成券の申し込みは12月20日(金)まで

電子申請は、毎日24時間申請可能です。

☎申請日時時点で三鷹市に住居登録がある方(5年度に申請した方は対象外)  
☎12月20日までに同課(市役所5階51番窓口)または市HPへ(先着制。発行上限に達し次第終了)